

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」 の前回点検・検証以降の道の取組について（平成27年度～）

1 道民への情報提供及びリスクコミュニケーションの開催

- 道ホームページを通じて、条例や交雑混入防止措置基準の内容等を周知。
- 新しい育種技術（NPBT：New Plant Breeding Techniques）について、意見交換会を開催。

日時：平成28年（2016年）8月23日（火）

会場：かでの2. 7 1050会議室

内容

- ・ 話題提供

「新たな育種技術（NPBT）の研究開発・実用化の動向について」

講師 農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課技術安全室長 鈴木 富男氏

- ・ 参加者との意見交換

出席者：農業関係団体、食品事業者、消費者、行政関係など39名

2 遺伝子組換え作物の栽培計画の把握

- 道内各市町村、各農業協同組合、各試験研究機関等を対象に、遺伝子組換え作物の栽培計画（一般栽培、試験栽培）の有無について、毎年調査を実施し、結果を道ホームページにて公表。
- 平成17年4月の条例施行以降、本調査において確認された遺伝子組換え作物の栽培計画はなく、また、条例に基づく一般栽培の許可申請及び試験栽培の届出実績もない。

3 遺伝子組換え作物等に関する国への要請

- 遺伝子組換え作物等に関する施策の適切な推進に向け、以下の内容について、国に対して要望を行った。
 - ・ 遺伝子組換え種子を含まない種子の安定的な供給体制の確立や、遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実など、遺伝子組換え作物等の流通に関する制度の拡充・強化を行うこと。
 - ・ 新たな育種技術（NPBT）について、法的な規制の必要性を検討するとともに、国民への適切な情報提供を行うこと。（平成30年度まで）
 - ・ ゲノム編集技術について、不安を抱く国民への丁寧な説明を行い、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や、生物の検出手法を開発するとともに、表示など消費者が選択をできる仕組みを創設すること（令和元年度）。